

ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報保護評価書案の概要

表紙 保護の宣言	
<p>◎記載の視点 I～VIの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えるおそれのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言</p>	
I 基本情報	
<p>◎記載の視点 評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載</p>	
主な記載項目	概要
事務の名称(内容)	ワクチン接種記録システム(VRS)に係る予防接種事務
システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
取扱うファイル名	ワクチン接種記録関連特定個人情報ファイル
ファイルを取扱う理由	ワクチン接種対象者の接種記録の登録・管理・照会を行うにあたり、ワクチン接種対象者の接種記録と特定個人情報を紐付けるため。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない
利用上の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
担当部署	健康局大阪市保健所感染症対策課
II 特定個人情報ファイルの概要	
<p>◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載</p>	
主な記載項目	概要
ファイルの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報 ・健康・医療関係情報(接種記録) 等
取扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人 ・本市の他の部署(市民局) ・ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)
特定個人情報の使用	接種記録の登録・管理・照会
ファイル取扱いの委託	ワクチン接種記録関連特定個人情報ファイルの管理等について委託
特定個人情報の提供・移転	番号法の規定に基づき、ワクチン接種記録関連特定個人情報ファイルについて提供(1件)

<p>特定個人情報の保管・消去</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された大阪市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
---------------------	---

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

◎記載の視点
 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、IIの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価

主な記載項目	概要
<p>特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・滅失等のリスク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手は本人又は本人の代理人、予防接種台帳管理システム、転出先市区町村、転入元市町村から行う。 ・大阪市への転入者やワクチン接種証明発行申請者について、接種記録を照会するために本人から個人番号を入手する場合は、同意書等により本人同意を取得し、かつ本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・接種証明書電子交付及びコンビニ交付の申請には個人番号カードのICチップ読取りと暗証番号入力 of 二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
<p>特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスできるように制御している。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。
<p>ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。
<p>特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、誤った情報の提供等のリスク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁の定めたルール、仕様に基づき認められる情報しか提供できない仕組みとなっている。 ・委託先から他者への提供は認めていない。
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・滅失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)</p>	<p>(接続しない。)</p>
<p>特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)において大阪市が管理する情報については、大阪市が内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとしている。 ・本事務が終了した時点で、国に対し、個人情報等を復元できない手段ですみやかに削除又は廃棄するよう求める。

IV その他のリスク対策	
◎記載の視点 I、IIの記載内容が正確かどうか、及びIIIにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び、事務従事者への教育内容について具体的に記載	
主な記載項目	概要
自己点検・監査	・デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
従事者への教育・啓発	・セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている。
V 開示請求、問合せ	
◎記載の視点 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載	
主な記載項目	概要
開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
VI 評価実施手続	
◎記載の視点 評価手続について具体的に記載	
主な記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付け
住民の意見聴取	パブリックコメント制度により実施